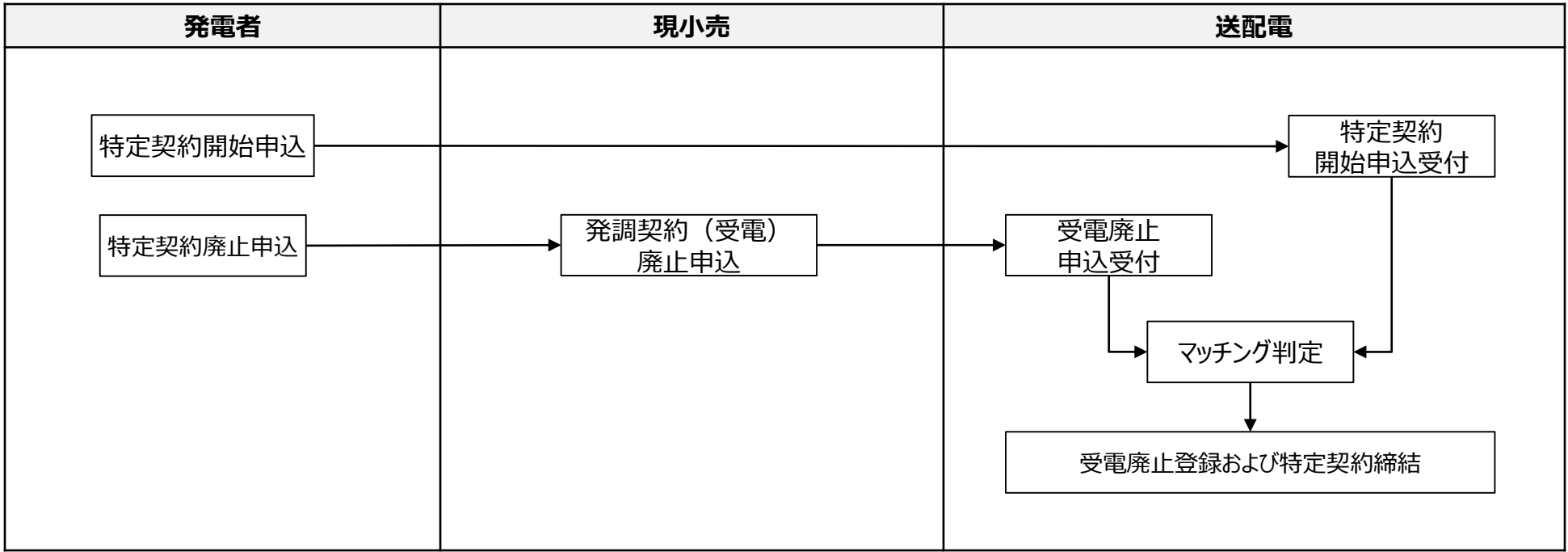


1. 契約上の流れ



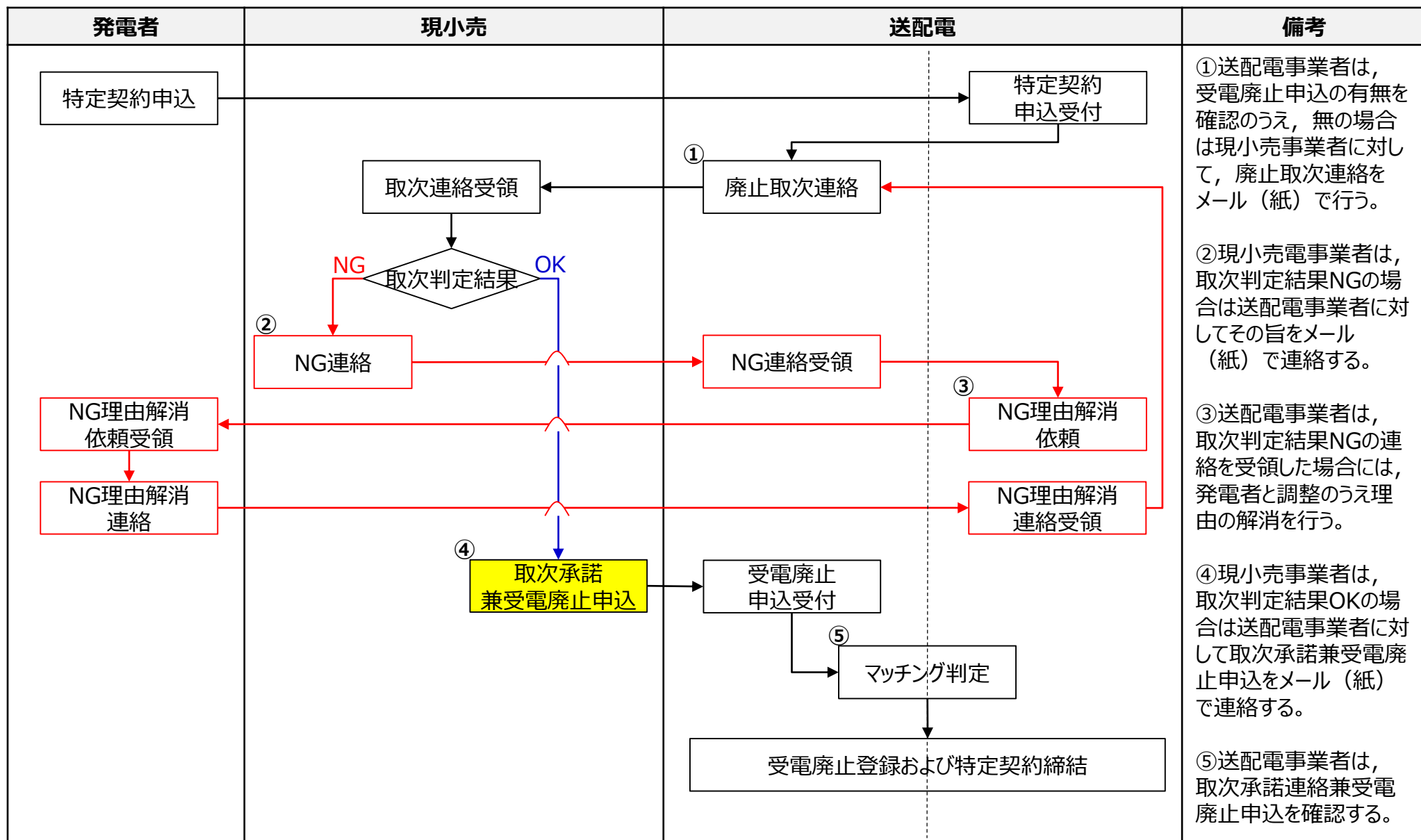
➤ **契約上、発電者は、2つの申込を行う必要があるが、以下の懸念事項を想定**

- ① 発電者が、一方の申込を失念した場合、マッチング不成立となり、買取者変更が行えない懸念
- ② マッチング判定を誤り、系統への無契約の潮流発生（開始申込失念）や二重買取（廃止申込失念）が発生する懸念

➤ **上記懸念事項を踏まえ、次のフロー変更案を検討**

買取者変更（小売→送配電）にかかる運用フローについて

2. 変更フロー案 <発電者の一般送配電への開始申込がきっかけ>



買取者変更（小売→送配電）にかかる運用フローについて

3. 申込方法

- 一般送配電への受電廃止申込については、紙ベースでの申込をお願いしたい。

理由 ・特定契約開始の申込については、発電者から紙ベースでの申込を受付することとしており、マッチング判定にあたって、紙ベース同士での判定の方が、よりの確な業務運用が可能であるため

4. 小売事業者の皆さまへのお願い事項

- 発電者が現小売事業者へ買取者変更の申し出を行った際、発電者の特定契約開始の申込を取次ぐことをお願いしたい。（参考資料参照）

理由 ・既買取の小売電気事業者が、発電者から受電廃止申込を受け付けた際、併せて送配電事業者に申込み特定契約開始について取次ぎを行うことで、発電者にとってワンストップで申込みが完結するため

- なお、上記取次ぎが困難である場合であっても、少なくとも、廃止申込受付時に「買取者変更には、発電者自身による送配電事業者への特定契約開始申込みが必要」である旨の発電者への説明は必要。

買取者変更（小売→送配電）にかかる運用フローについて

参考 変更フロー案 <発電者の現小売への廃止申込がきっかけ>

